

# 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

第3号  
(令和2年8月1日現在)

# 個人・世帯向け

	対象	支援名称、内容等 (  …羽村市が取り組む事業、 <b>NEW!</b> …新たに追加した事業)	問合せ・申請先	
給付等を受ける	全ての市民の方へ	 特別定額給付金	1人につき、10万円 (申請期限は、令和2年8月31日(月)(当日消印有効)です)	羽村市特別定額給付金専用コールセンター ☎0570-033-355 (平日午前9時～11時30分、午後1時～4時30分)
	就労機会等の減少で、住居を喪失する恐れのある方へ	 住居確保給付金	家賃相当分の住居確保給付金を支給(限度額あり)	社会福祉課生活自立相談窓口 (内線107・477・478)
	子育て世帯の方へ	 子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当対象児童1人につき、1万円	子育て支援課(内線235～237)
	児童扶養手当を受給されている方等へ	 ひとり親世帯臨時特別給付金 <b>NEW!</b>	【基本給付】第1子…5万円、第2子以降…1人3万円 【追加給付】1世帯…5万円	子育て支援課(内線235)
	6月分の児童扶養手当を受給された方へ	 ひとり親世帯等生活応援品 <b>NEW!</b>	6月分の児童扶養手当対象児童1人につき1万円分の羽村市商業協同組合商品券を交付	子育て支援課(内線235)
	妊娠中の方へ	 新型コロナウイルス感染症対策育児パッケージ	妊娠中の方1人につき、ギフト券1万円 (健診時のタクシー利用・衛生資材の購入として)	子育て相談課(内線692～697)
	国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方へ	 傷病手当金	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間の勤務予定日1日につき、直近3か月の給与から算出した1日当たり金額の3分の2	市民課保険係(内線125～129) 市民課高齢医療・年金係 (内線135・137・138・140)
借入をする	休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な貸付が必要な方へ	福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)	20万円以内(申請は、令和2年9月30日(水)まで)	羽村市社会福祉協議会 ☎042-554-0304 ※いずれも申請期限が変更となる場合があります。
		総合支援資金 生活支援費(特例貸付)	2人以上世帯…月額20万円以内、単身世帯…月額15万円以内(最大3か月)(申請は、令和2年9月30日(水)まで) ※すでに貸付を受けている方は延長できる場合があります。	
納付(支払い)を受ける	収入の減少で市税、保険税(料)が納付できない方へ	 市税等の納税猶予・徴収猶予特例	原則1年以内の猶予期間のうちで、分割納付等と延滞金の減免が可能	納税課(内線167～169)
	収入の減少で水道料金・下水道使用料が納付できない方へ	 水道料金・下水道使用料の納付猶予	最長1年間の納付猶予(受付は、令和2年9月30日(水)まで)	羽村市水道事務所 ☎042-554-2269
減免を受ける	国民健康保険に加入している方で、主たる生計維持者の死亡等や、一定以上の収入の減少が見込まれる等の世帯	 国民健康保険税の減免	全額免除または一部減額	市民課保険係(内線125～129)
	後期高齢者医療保険に加入している方で、属する世帯の主たる生計維持者の死亡等や、一定以上の収入の減少が見込まれる方	 後期高齢者医療保険料の減免 <b>NEW!</b>	全額免除または一部減額 ※申請は、令和3年1月4日(月)まで。令和2年12月以降に加入の場合、令和3年3月19日(金)まで申請できます。	市民課高齢医療・年金係(内線135・137・138・140)
	国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満)の方で、本人・配偶者・世帯主の一定以上の収入の減少が見込まれる方	 国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例 <b>NEW!</b>	全額免除・納付猶予、または一部免除 ※免除等の承認を受けた場合は、納付した場合と比べて年金額が低額になります。10年以内であれば、後から納付して年金額を増やすことが可能です。	市民課高齢医療・年金係(内線135・137・138・140)
	介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)の方で、属する世帯の主たる生計維持者の死亡等や、一定以上の収入の減少が見込まれる方	 介護保険料の減免	全額免除または一部減額	高齢福祉介護課介護保険係 (内線142～144・149)
相談する	消費生活に関する困りごとのある方へ	 消費生活相談	消費生活に関する相談(悪質商法等に関する相談を含む)	羽村市消費生活センター(内線641)
借りる	市内在住の高齢の方(65歳以上)が居住する世帯	 自動通話録音機貸与事業	特殊詐欺等による被害防止策として、通話を自動録音する機器を貸与(犯人からの受電に対し、警告メッセージと録音機能により、通話を断念させ、被害を未然に防止します)	防災安全課防犯・交通安全係(215・216)

※担当部署の後に内線が記載してある場合は、羽村市役所☎042-555-1111(代表)におかけいただき、音声ガイドに従って3桁の内線番号を押してください。

※特に記載のある場合を除き、問合せ対応時間は、平日午前8時30分～午後5時15分です。

納税課、市民課は、土曜日も対応します(午前11時45分～午後1時を除く、午後5時まで)。

発行：羽村市(企画総務部企画政策課)☎042-555-1111(内線312～315・366)※掲載内容は、変更となる場合があります。ご了承ください。

羽村市公式サイト [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)

新型コロナウイルス感染症の予防に関すること、公共施設の開館に関すること、企業支援に関することなどをお知らせしています。ご活用ください。

